

福岡県農林水産部（林務関係）週休2日工事試行要領

1 目的

本要領は、建設現場における労働環境の改善を図るため、福岡県農林水産部が発注する森林整備保全事業関係の週休2日工事实施に必要な事項を定める。

2 用語の定義

(1) 週休2日工事

現場閉所による週休2日工事及び週休2日交替制工事の総称をいう。

(2) 現場閉所による週休2日工事

1) 週休2日

4週8休以上の現場閉所率を達成したと認められる状態をいう。なお、下記の2区分とする。

①月単位 ②通期

2) 現場閉所

現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。ただし、巡回パトロール、保守点検、コンクリート養生等の現場管理上必要な作業（工程表の進捗が進む作業を除く。）を行う場合を除く。

3) 対象期間

工事着手日から工事完了日までの期間をいう。

ただし、「(4) 共通 1) 対象期間外」に該当する期間は含まない。

4) 工事着手日

実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置または測量をいう。）、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。

5) 工事完了日

しゅん工届に記載のしゅん工年月日をいう。

6) 現場閉所率

現場閉所率＝ 対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(3) 週休2日交替制工事

1) 週休2日

4週8休以上の平均休日率を達成したと認められる状態をいう。なお、下記の2区分とする。

①月単位 ②通期

2) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む）を24時間を通して行っていない状態をいう。

3) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。但し、休日を含んだ1カ月を連続して従事してい

ない者は除く。

4) 対象期間

対象者が当該工事に従事した期間をいう。

ただし、「(4) 共通 1) 対象期間外」に該当する期間は含まない。

5) 休日率

休日率 = 対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

6) 平均休日率

平均休日率 = 対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(4) 共通

1) 対象期間外

- ① 年末年始の期間（12月29日～1月3日の6日間）及び夏季の期間（8月13日～8月17日のうち連続した3日間）
- ② 工場製作のみを実施している期間
- ③ 工事全体を一時中止している期間
- ④ 余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間
- ⑤ 災害その他避けることのできない事由がある場合など

2) 月単位

月単位の4週8休とは、対象期間内の全ての月で現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休（28.5%）の水準の状態とみなす。

3) 通期

通期の4週8休とは、対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）の水準の状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

3 対象工事

以下の工事を除く全ての工事を対象とする。

- ・ 応急工事などの災害緊急対策工事（災害の本復旧工事は含まない）
- ・ 維持工事
- ・ その他、週休2日工事に適さないと判断される工事

4 発注方式

現場閉所による月単位の週休2日工事を原則とするが、現場条件の制約や社会的要請等により現場閉所を行うことが困難な工事については、月単位の週休2日交替制工事とすることができる。

なお、いずれの場合においても受注者希望型*とする。

※受注者希望型：発注者が月単位の週休2日工事の対象として発注し、工事契約後に受注者が月単位の週休2日工事を実施するか否かを判断するもの。（通期の週休2日工事は必須）

5 工事費の積算

(1) 現場閉所による週休2日工事

事業ごとに、週休2日の各区分に応じた補正係数（別紙1-1）を各経費等に乗じる。

発注時は原則として月単位の4週8休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合及び工事着手前に協議が整わなかったもの（受注者が現場閉所による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、その達成状況に応じ、請負代金額を変更する。

また、月単位の週休2日の取組の協議が整わなかったもの（受注者が現場閉所による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の契約変更時に合わせて、通期の4週8休以上の補正係数への変更を行うものとする。

(2) 週休2日交替制工事

事業ごとに、週休2日の各区分に応じた補正係数（別紙1-2）を各経費等に乗じる。

発注時は原則として月単位の4週8休達成を前提とした積算を行い、達成状況を確認後、月単位の4週8休に満たない場合及び工事着手前に協議が整わなかったもの（受注者が交替制による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）は、その達成状況に応じ、請負代金額を変更する。

また、交替制の週休2日の取組の協議が整わなかったもの（受注者が交替制による月単位の週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、契約締結後における直近の契約変更時に合わせて、通期の4週8休以上の補正係数への変更を行うものとする。

6 実施方法等

(1) 条件明示等

発注者は月単位の週休2日工事（現場閉所による週休2日工事又は週休2日交替制工事のいずれか）の対象であることを特記仕様書に明示する。

(2) 受注者による意思表示

受注者は契約後速やかに、月単位の週休2日工事实施の意向を「工事関係提出書類一覧表」で定める様式により発注者に報告し（通期の週休2日工事は必須）、予定する週休2日工事の内訳を記載した休日取得計画・実績表（別紙2または別紙3）を併せて提出する。なお、週休2日達成を目的とした工期変更は行わない。

(3) 工事看板による標示

受注者は、週休2日工事を実施する場合は次のとおり工事看板に標示し、現場に設置する。

- ・現場閉所による週休2日工事は「週休2日工事」と標示する。
- ・週休2日交替制工事は「週休2日交替制工事」と標示する。

（標示例 別紙4）

(4) 実施報告

受注者は休日取得計画・実績表に、現場作業日と現場閉所日又は休日分かるように取りまとめ、毎月1回提出する（記載例 別紙2または別紙3）。

(5) 工期変更時の対応

設計変更等により工期が変更となる場合、受注者は休日取得計画・実績表の内容を変更し提出する。

(6) 監督員等の対応

監督員は週休2日工事の実施にあたり、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員及び工事成績評定で加点を行う職員（課長等）は、提出された休日取得計画・実績表により、週休2日工事の実施状況を確認する。

(7) 週休2日交替制工事における実施上の留意点

現場代理人（主任技術者又は監理技術者）が休日中に、現場の作業が必要となる場合は、現場代理人若しくは以下のいずれかの者が発注者との連絡体制が確保されており、適切な施工ができる体制を確保することとする。

- 1) 主任技術者又は監理技術者（現場代理人と兼務していない場合）
- 2) 必要な資格を有する代理の技術者（主任技術者（又は監理技術者）相当の基準を満たすもの）

7 工事成績評定

通期の4週8休以上を達成した場合、係長及び課長は工事成績評定の「2. 施工状況」の「II. 工程管理」について原則a評価とする。ただし、他の事項で著しく低く評価する内容が確認される場合は、a評価としないことが出来る。

また、月単位の4週8休以上を達成した場合は「5. 創意工夫」の【その他】についても2点の加点とし、評定点において最大0.8点の加点を行う。

なお、週休2日を達成できなかった場合であっても、減点を行わない。

8 その他

- (1) 対象工事においてアンケート調査を実施する場合、受注者は調査に協力しなければならない。
- (2) この要領に定めのない事項や、すでに公告及び指名通知を行っている工事については、必要に応じて受発注者で協議し定める。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

森林整備保全事業 間接工事費等の補正について(現場閉所)

○補正係数について

4週8休以上を達成した工事について次の表の補正を行う。

・現場閉所による週休2日工事の補正

	月単位	通期
労務費	1.04	1.02
機械経費(賃料)	1.02	1.02
共通仮設費(率分)	1.03	1.02
現場管理費(率分)	1.05	1.03

○市場単価方式の補正係数について

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位	通期
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.04	1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.03	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.02	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.02
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.02
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.00
公園植栽工		1.02	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02

○土木工事標準単価方式の補正係数について

土木工事標準単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位	通期
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.04	1.02
コンクリートブロック積工		1.04	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.02
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.04	1.02

森林整備保全事業 間接工事費等の補正について(交替制)

○補正係数について

4週8休以上を達成した工事について次の表の補正を行う。

・交替制による週休2日工事の補正

	月単位	通期
労務費	1.04	1.02
現場管理費(率分)	1.03	1.01

○市場単価方式の補正係数について

市場単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位	通期
鉄筋工(太径鉄筋を含む)		1.04	1.02
鉄筋工(ガス圧接)		1.03	1.02
防護柵設置工(ガードレール)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(横断・転落防止柵)	設置	1.04	1.02
	撤去	1.04	1.02
防護柵設置工(落石防護柵)		1.01	1.01
防護柵設置工(落石防止網)		1.02	1.01
防護柵設置工(ガードパイプ)	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.03	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.02
法面工		1.02	1.01
吹付砕工		1.03	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.01
鉄筋挿入工(ロックボルト工)		1.03	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.00
公園植栽工		1.02	1.00
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.02

○土木工事標準単価方式の補正係数について

土木工事標準単価方式による週休2日の取得に要する費用の計上に関する補正係数

名称	区分	補正係数	
		月単位	通期
区画線工		1.04	1.02
排水構造物工		1.03	1.02
コンクリートブロック積工		1.03	1.02
構造物取りこわし工	機械	1.03	1.01
	人力	1.04	1.02
橋梁塗装工		1.03	1.01
塗膜除去工		1.04	1.02
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.00
	撤去	1.04	1.02
侵食防止用植生マット工(養生マット工)		1.04	1.02

参考例

現場閉所による週休 2 日工事

週休 2 日交替制工事

114cm

140cm

ご迷惑をおかけします

週休 2 日工事

**道路の〇〇を
行っています**

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 8:00~17:00

道路新設工事

発注者 福岡県〇〇〇〇事務所
〇〇課〇〇係
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
現場代理人 〇〇 〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(緊急) 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

114cm

140cm

ご迷惑をおかけします

週休 2 日交替制工事

**道路の〇〇を
行っています**

令和〇年〇月〇日まで
時間帯 8:00~17:00

道路新設工事

発注者 福岡県〇〇〇〇事務所
〇〇課〇〇係
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
現場代理人 〇〇 〇〇
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
(緊急) 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

現場閉所による週休2日工事 実施項目一覧

時 期	項 目	受注者	発注者
発注時	積算	—	当初予定価格から月単位の4週8休以上の補正を計上 【要領5(1)】
	特記仕様書	—	対象工事に記載 【要領6(1)】
契約後	取組の 意思表示	月単位の週休2日工事を実施するか否かを発注者へ速やかに報告（通期の週休2日工事は必須） 【要領6(2)】	受理 【要領6(2)】
		休日取得計画・実績表を提出 【要領6(2)】	確認
工事中	準備工	工事看板へ「週休2日工事」と表示し掲示 【要領6(3)】	現場確認
	実施報告	月1回 休日の取得状況を報告 【要領6(4)】	休日の取得状況の確認 【要領6(6)】
変更時	設計変更	—	月単位の4週8休未滿であった場合は、各経費等の減額補正を行う 【要領5(1)】
完了後	工事成績 評定	—	取組みに応じて加点 【要領7】
	アンケート 調査	アンケート調査が実施される場合、アンケートの提出 【要領9(1)】	受理

週休2日交替制工事 実施項目一覧

時 期	項 目	受注者	発注者
発注時	積算	—	当初予定価格から月単位の4週8休以上の補正を計上 【要領5(2)】
	特記仕様書	—	対象工事に記載 【要領6(1)】
契約後	取組の 意思表示	月単位の週休2日工事を実施するか否かを発注者へ速やかに報告（通期の週休2日工事は必須） 【要領6(2)】	受理
		実施する場合は、休日取得計画・実績表を提出 【要領6(2)】	確認
工事中	準備工	工事看板へ「交替制による週休2日工事」と表示し掲示 【要領6(3)】	現場確認
	実施報告	月1回 休日の取得状況を報告 【要領6(4)】	休日の取得状況の確認 【要領6(6)】
変更時	設計変更	—	月単位の4週8休未満であった場合は、各経費等の減額補正を行う 【要領5(2)】
完了後	工事成績 評定	—	取組みに応じて加点 【要領7】
	アンケート 調査	アンケート調査が実施される場合、アンケートの提出 【要領9(1)】	受理